

定める方針に沿つて開設されなければならない。

一 前項第一号に該当する他の大学院が開設するもの 同号に規定する基準の定めるところにより当該専門職大学院を置く大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

二 前項第二号に該当する他の大学院が開設するもの 同号の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針(その社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう)。

三 第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学院及び当該連携開設科目を開設する他の大学院は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。(授業を行なう学生数)

第七条 専門職大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられるような適当な人数(授業の方法等)

第八条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

2 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第十八号)第十五条において準用する大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによつて十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行なうことができるものとする。

第九条 専門職大学院は、通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等について、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)第三条(面接授業及びメディアを利用して行なう授業に関する部分に限る)、第四条及び第五条の規定を準用する。

(成績評価基準等の明示等)

第十条 専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行なうものとする。

四 章 課程の修了要件等

(履修科目の登録の上限)

第十一条 専門職大学院は、学生が各年次にわたりて適切に授業科目を履修するため、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第十二条 専門職大学院は、学生が他の大学院において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第十三条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えるものとする。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行なう通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該専門職大学院において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和五十一年法律第七十二号)第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(第二十一条第二項、第二十七条第二項及び第三十五条第一項において「国際連合大学」という)の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(特別の課程の履修等)

第十三条の二 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が行なう学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程(履修修了の四分の一を超えないものとする)。

2 専門職大学院は、第十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)の規定により当該専門職大学院における授業科目の履修とみなし、専門職大学院の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第十四条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生及び特別の課程履修履修により修得したものとみなすものとする)を、当該専門職大学院における授業科目の履修により修得した単位を含む。

(入学前の既修得単位の認定)

第十五条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生及び特別の課程履修履修により修得したものとみなすものとする)を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第十三条第二項の場合に準用する。

3 前二項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位(第十二条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む)以外のものについては、第十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)及び前条第一項の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす

(法科大学院の課程)

第十六条 法科大学院の課程の標準修業年限は、第二条第二項の規定にかかるわらず、三年とする。

2 専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、法科大学院とする。

3 前項の規定にかかるわらず、教育上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとすることができる。

(法科大学院の入学者選抜)

第十七条 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果を上げることができると認められるものとする。

(第六章 法科大学院)

2 前項の規定により修得したものとみなすべき単位数のうち、第十二条の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上

(専門職大学院における在学期間の短縮)

第十八条 第二条第一項の専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行なうことの目的とするものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、法科大学院とする。

2 法科大学院の課程の標準修業年限は、第二条第二項の規定にかかるわらず、三年とする。

3 前項の規定にかかるわらず、教育上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとすることができる。

(法科大学院の入学者選抜)

第十九条 法科大学院は、入学者の選抜に当たつては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。

第二十条 法科大学院は、入学者の選抜に当たつては、入学者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第百三十九号。以下「連携法」という)第四条各号に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養する

ための教育を受ける上で求められる適性及び能力を有するかどうかを、適確かつ客観的に評価し、判定するものとする。
 (法科大学院の教育課程の編成方針)

第二十条の二 法科大学院は、教育課程の編成に当たっては、次条第一項各号及び第六項各号に掲げる授業科目を段階的かつ体系的に開設するものとする。

前項の場合において、法科大学院は、連携法第二条に規定する法曹養成の基礎理念及び同法第四条に規定する大学の責務を踏まえ、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。
 (法科大学院の授業科目)

第二十条の三 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

一 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。以下同じ。）

二 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）

三 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）

四 展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。）

法科大学院は、法律基本科目において、連携法第四条第一号に規定する専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。以下この条において同じ。）を涵養するための教育を行なう科目（以下「基礎科目」という。）を履修した後に、同条第二号に規定する応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能をいう。以下この条及び第二十条の五において同じ。）を涵養するための教育を行う科目（以下「応用科目」という。）を履修するよう、教育課程を編成するものとする。
 前項の場合において、法科大学院は、三十単位以上の基礎科目を必修科目として開設するものとする。
 法科大学院は、法律基本科目の開設に当たっては、学生が公法系科目（憲法及び行政法に関

する分野の科目をいう。）、民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）、刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）のいずれかに過度に偏ることなく履修するよう配慮するものとする。
 法科大学院は、第一項第二号から第四号までに規定する各科目については、法律基本科目の基礎科目及び応用科目の履修を踏まえて履修するよう、教育課程を編成するものとする。

法科大学院は、展開・先端科目において、連携法第四条第三号に規定する専門的学識及びその応用能力を涵養するための教育を行う科目として、次に掲げる科目（以下「選択科目」という。）の全てを開設するよう努めるものとする。

一 倒産法
 二 租税法
 三 経済法
 四 知的財産法
 五 労働法
 六 環境法
 七 國際関係法（公法系）
 八 國際関係法（私法系）

七 共同教育課程を編成する法科大学院（以下この項において「構成法科大学院」という。）においては、前条及び前六項の規定にかかるわらず、当該構成法科大学院のうち一の法科大学院が開設する授業科目は、当該一の法科大学院及びそれ以外の構成法科大学院がそれぞれ開設するものとみなす。

(法科大学院の授業を行う学生数)

第二十条の四 法科大学院は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本とする。

前項の場合において、一の法律基本科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本とする。

当該法科大学院に入学した者のうち連携法第十条第一号又は第二号に該当していた者その占める割合及びこれらの号に該当していた者（当該法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であつて、司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第一条第一項に規定する司法試験（以下単に「司法試験」という。）を受けたもののうち当該試験に合格したもののが占める割合などを基本とする。

連携法第六条第一項の認定を受けた同項の法曹養成連携協定（次条第二項において「認定連携法曹養成連携協定」という。）の目的となる。

連携法第六条第一項の認定を受けた同項の法曹養成連携協定（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）においては、当該認定連携法科大学院に入学した者のうち当該認定連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るために、連携法曹基礎課程を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者（当該認定連携法科大学院の課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者又は同課程に在学する者に限る。）であつて、司法試験を受けたものの中のうち当該試験に合格したものとみなす割合及び当該認定連携法曹基礎課程を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者（当該認定連携法科大学院の課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者の占める割合及び当該認定連携法曹基礎課程を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者（当該認定連携法科大学院の課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者又は同課程に在学する者に限る。）であつて、司法試験を受けたものとみなす割合

当たっては、連携法第五条第二号及び第三号の規定に基づき公表する基準に基づき、同法第四条各号に掲げる学識及び能力並びに素養が涵養されるかについて、厳格かつ客観的に評価及び認定を行うものとする。
 (法科大学院における情報の公表)

第二十条の七 連携法第五条第六号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 入学者選抜における志願者及び受験者の数
 その他入学者選抜の実施状況に関すること

二 当該法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に当該法科大学院に在籍した者のうち倒産法

一 倒産法
 二 租税法
 三 経済法
 四 知的財産法
 五 労働法
 六 環境法
 七 國際関係法（公法系）
 八 國際関係法（私法系）

当該年度途中に退学した者の占める割合

三 当該法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称

四 授業料、入学料その他の当該法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るために措置に関すること

五 当該法科大学院に入学した者のうち連携法第十条第一号又は第二号に該当していた者その占める割合及びこれらの号に該当していた者（当該法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であつて、司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第一条第一項に規定する司法試験（以下単に「司法試験」という。）を受けたもののうち当該試験に合格したもののが占める割合などを基本とする。

連携法第六条第一項の認定を受けた同項の法曹養成連携協定（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）においては、当該認定連携法科大学院に入学した者のうち当該認定連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るために、連携法曹基礎課程を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者（当該認定連携法科大学院の課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者又は同課程に在学する者に限る。）であつて、司法試験を受けたものとみなす割合及び当該認定連携法曹基礎課程を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者（当該認定連携法科大学院の課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者又は同課程に在学する者に限る。）であつて、司法試験を受けたものとみなす割合

法試験を受けたものの数及びこれらのもののうち当該試験に合格したものと占める割合（法科大学院の履修科目の登録の上限）

第二十条の八 法科大学院の学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、一年につき三十六単位を標準として法科大学院が定めるものとする。

法科大学院は、その定めるところにより、認定連携法曹基礎課程（当該法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。第二十二条第三項及び第二十五条第四項において同じ。）を修了して当該法科大学院に入学した者その他の登録した科目として登録を認める（他の大学院における授業科目の履修等）

第二十一条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第十三条第一項の規定にかかるわらず、三十単位を超えない範囲で当該法科大学院においては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外

國の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(特別の課程の履修等)

第二十二条の二 法科大学院は、教育上有益と認めるとときは、学生が行う学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修

資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修を、当該法科大学院における授業科目の履修とみなし、法科大学

(国際連携教育課程に係る単位の認定)

第三十八条 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、学生が連携外国専門職大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(国際連携専攻に係る修了要件)

第三十九条 国際連携教育課程である専門職学位課程の修了の要件は、第十五条第一項に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

前項の規定により国際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十二条、第十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)、第十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は前条の規定により修得したものとみなすことができる、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十四条第一項の規定により修得したものとみなす単位について准用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は前条の規定により修得したものとみなすことができる、又はみなすものとする単位を含めることで、特に必要と認められる場合は、この限りでない。

3

国際連携教育課程である教職大学院の課程の修了の要件は、第一項の規定にかかわらず、第二十九条第一項又は第三項に定めるもののはずか、国際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院における教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。

前項の規定により国際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院における国際連携教育課程の修了の要件は、第一項の規定により国際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する場合を含む。以下この項において同じ。)又は前条の規定により修得したものとみなすものとする。ただし、第十二条、第二十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は前条の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができる、又はみなすものとする。ただし、第十二条、第二十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は前条の規定により修得したものとみなすものとする。ただし、第二十九条第一項又は第三項に定めるもののはずか、国際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院における教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。

前項の規定により国際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院における教育課程に係る授業科目の履修により修得する場合数には、第十二条、第二十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は前条の規定により修得したものとみなすものとする。ただし、第二十九条第一項又は第三項に定めるもののはずか、国際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院における教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。

し、及び実施するため特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(国際連携専攻に係る施設及び設備)

第四十条 国際連携専攻を設ける専門職大学院が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行いう場合には、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

(第四十五条第一項の規定により適用する大学院設置基準第十九条から第二十一条までの規定にかかる国際連携専攻(その収容定員が当該専攻を置く研究科の収容定員の内数として定められかつ当該専攻において授与される学位の種類及び分野と当該研究科に置かれた他の専攻において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携専攻の以下この項において同じ。)に係る施設及び設備については、当該特定国際連携専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

(国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院が国際連携専攻において連携して教育研究を実施する場合の適用)

第四十一条 国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院は、国際連携専攻において連携して教育研究を実施することができる。この場合において、第三十九条の規定の適用については、第三十六条第二項、第三十七条及び第三十九条第一項中「国際連携専攻を設ける専門職大学院及び連携外国専門職大学院」の規定にかかる国際連携教育課程の場合の国際連携専攻に係る施設及び設備

第四十二条 共同国際連携教育課程の場合にあっては、当該二以上の専門職大学院は、学生が当該二以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院における授業科目について修得したものとそれのみなすものとする。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携専攻に係る施設及び設備)

第四十三条 共同国際連携教育課程の場合にあっては、当該二以上の専門職大学院は、学生が当該二以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目に係る単位の認定)

つては、当該二以上の専門職大学院は、第六条第一項の規定にかかる国際連携専攻を設ける専門職大学院のうち一の専門職大学院が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学院ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとする。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定)

第四十四条 次条第一項の規定により適用する大学院設置基準第十九条から第二十一条までの規定にかかる国際連携専攻を含ませて一の研究科又は専攻とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学院に置く当該国際連携専攻を含ませて一の研究科又は専攻とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学院ごとに当該国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携専攻に係る施設及び設備)

第四十五条 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準(第九条の二、第十二条第一項、第十三条、第九章の二、第三十二条第二項及び第三十八条第二項を除く。)の定めるところによる。

第十章 雜則

第四十五条 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準(第九条の二、第十二条第一項、第十三条、第九章の二、第三十二条第二項及び第三十八条第二項を除く。)の定めるところによる。

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二十五日文部科学省令第二号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月一三日文部科学省令第四〇号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月一〇日文部科学省令第三五号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年七月一五日文部科学省令第七号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年二月一九日文部科学省令第八号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日文部科学省令第一三号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三〇日文部科学省令第一三号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一

し、及び実施するため特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(附 則 (平成一六年一二月一三日文部科学省令第四二号)抄

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日文部科学省令第一一号)抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(附 則 (平成一九年三月一日文部科学省令第二号)抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(附 則 (平成二七年三月三〇日文部科学省令第一三号)抄

(施行期日)

この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一

部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十八年三月二二日文部科学省令第四号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三一日文部科学省令第三五号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月三〇日文部科学省令第一一号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和元年八月一三日文部科学省令第一一号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年一〇月三一日文部科学省令第二三号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和元年一〇月三一日文部科学省令第二三号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年一〇月三一日文部科学省令第二三号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和元年一〇月三一日文部科学省令第二三号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年一〇月三一日文部科学省令第二三号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和元年一〇月三一日文部科学省令第二三号）抄

（認可の申請に係る審査に関する経過措置）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二十条の七各号列記以外の部分の改正規定は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和三年一月二六日文部科学省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月一七日文部科学省令第三号）

（施行期日）

この省令は、令和四年八月一日から施行する。ただし、第七条、第八条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

（国際連携学科及び国際連携専攻に係る経過措置）

この省令の施行の際、現に設置されている国際連携学科及び国際連携専攻については、当分の間、大学は、大学設置基準第五十条第三項、専門職大学設置基準第六十二条第三項、大学院設置基準第三十五条第三項、短期大学設置基準第四十三条第三項及び専門職短期大学設置基準第五十九条第三項に規定する措置を講ずることを要しない。ただし、当該国際連携学科又は国際連携専攻の収容定員が、当該国際連携学科又は国際連携専攻を設ける学部又は研究科若しくは短期大学の収容定員の二割（一の学部又は研究科若しくは短期大学に複数の国際連携学科又は国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該学部又は研究科若しくは短期大学の収容定員の二割）を超える場合は、当該措置を講ずるものとする。

（届出に関する経過措置）

この省令の施行の日前にした大学の設置等の届出については、なお従前の例による。

前項の規定にかかるらず、令和五年度又は令和六年度に行おうとする大学の設置等の届出についても、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることができる。

十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。以下同じ。の認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。

（認可の申請に係る審査）

令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることができる。

（認可の申請に係る審査）

令和七年度以後に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることができる。

（認可の申請に係る審査）

令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることができる。

（認可の申請に係る審査）

令和七年度以後に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることができる。

（認可の申請に係る審査）

令和七年度以後に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることができる。